

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要（平成20年度）

基金の名称	防除清掃費助成事業資金
法人名	財団法人 漁場油濁被害救済基金
基金額（国庫補助金等相当額）	277百万円（100百万円）（平成20年4月1日現在）
基金事業の概要	○ 原因者が判明しない漁場油濁の拡大防止のため、漁業者が汚染漁場の防除・清掃に要した費用を支弁する。

2. 見直し結果（平成20年度）

項目	講ずる措置	
実施した見直しの概要 （平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等（※1））	○ 今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施	
基金事業を終了する時期	○ 原因者不明の漁場油濁は、汚染者負担の原則が適用できないことから、被害を受けた漁業者への救済はなされない。本事業は、こうした被害漁業者が実施した防除・清掃に要した費用を支弁することで、被害漁業者を救済するものであり、基金基準の「犯罪被害者等の救済を継続して行う基金事業」に該当するため、終了時期を設定しない。	
次回の見直し時期	○ 次回見直しは平成23年度までに実施する。	
基金事業の目標	○ 原因者不明の漁場油濁被害による被害漁業者を救済し、もって漁業経営の安定に資する。	
目標達成度の評価	—	
基金の保有割合	○ 算出した保有割合は、1.0であった。 算出に用いた方式及び数値については、以下のとおりである。	
基金の保有割合の算出	（算出に用いた方式） 保有割合＝直近年度末の基金額÷（事業が完了するまでに必要となる補助・補てん額及び管理費） ＝100÷100 （算出に用いた数値） 直近年度末の基金額：平成19年度末の基金額：100百万円 事業が終了するまでに必要となる補助・補てん額：100百万円 管理費：0百万円 ※事業の終期が設定できないため、10年後に事業を終了すると仮定	
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果（※2）	使用見込みの低い基金等の該当の有無	無
	〔有の場合〕該当する理由	—
	（使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果）	—
その他	—	

（※1）「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」（平成20年12月24日行政改革推進本部決定）

（※2）「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」の3（4）エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。